

平成 28 年 12 月 13 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会

委員長 森島守人

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 28 年第 4 回魚沼市議会定例会について
(2) 閉会中の所管事務調査について
(3) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について
(4) 議員派遣について
(5) その他

- 2 調査の経過 12 月 13 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
平成 28 年第 4 回魚沼市議会定例会の付議事件及びその取り扱い等については、別紙のとおりとした。
また、急施事件については、定例会開会前日までに受理した請願及び陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件は議会運営委員会に諮ることとした。
閉会中の所管事務調査については、これを行うこととした。
地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書については、次回の議会運営委員会で協議することとした。
議員派遣については、これを了承した。
その他で、エフエム魚沼での一般質問放送について、新潟県立小出特別支援学校によるコーヒーサービスについて報告を受け、議会報告会での意見・要望事項の取扱いについて協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 平成 28 年第 4 回魚沼市議会定例会について
- (2) 閉会中の所管事務調査について
- (3) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について
- (4) 議員派遣について
- (5) その他
 - ・ エフエム魚沼の一般質問放送について
 - ・ 新潟県立小出特別支援学校によるコーヒーサービスについて
 - ・ 議会報告会での意見・要望事項の取扱いについて
 - ・ その他

2 日 時 平成 28 年 12 月 13 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、渡辺一美、高野甲子雄、本田 篤、森島守人、大屋角政、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 佐藤市長、角家総務課長、堀沢財政課長、渡辺商工観光課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 渡辺委員から遅刻の届け出がありましたので報告します。定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 28 年第 4 回魚沼市議会定例会について

森島委員長 日程第 1、平成 28 年第 4 回魚沼市議会定例会についてを議題といたします。(1) 付議事件について、執行部から説明をお願いします。

堀沢財政課長 まず、付議事件番号 1 番から 5 番の補正予算議案についてご説明いたします。事件番号 1 番の平成 28 年度魚沼市一般会計補正予算第 3 号につきましては、歳入において、国の補正に伴い各種の前倒し事業に対する補助金の追加、6 月議会において増額補正

を行いました、ふるさと寄附金の寄附額が年末に入りさらに伸びを見せていることによる増額等を計上するものであり、歳出においては、人事異動及び人事院勧告による給与費の調整、これは、各費目により増減はありますが、総額としては減額となるものです。国補正関連では、農地農業施設整備事業、県営ほ場整備事業をはじめとした県営4事業、地籍調査事業及び中学校施設整備事業における、堀之内中学校体育館改修工事のための増額、歳入で説明いたしましたふるさと寄附金の寄附額の増加に伴う、ふるさと結基金事業の増額等、所要額の調整を行うものであります。次に2番、平成28年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算第2号につきましては、事業勘定において、歳入歳出予算の総額は変えずに、歳入及び歳出の内訳を変更するものであります。次に3番、平成28年度魚沼市ガス事業会計補正予算第1号につきましては、住宅新築に伴うガス管の受注工事費及び人事院勧告と職員の人事異動に伴う給与費等を収益的収支予算の収入及び支出でそれぞれ追加するものであります。また、水の郷ガス製造所の拡張用地取得費と人事院勧告と職員の人事異動に伴う給与費を資本的収支予算の支出で追加するものであります。次に4番、平成28年度魚沼市水道事業会計補正予算第1号につきましては、人事院勧告と職員の人事異動に伴う給与費を収益的収支予算の支出において、上水道事業費用で追加し、簡易水道事業費用で減額するものであります。また、住宅新設に伴う水道管の布設工事に係る本支管新設工事費及び人事院勧告と職員の人事異動に伴う給与費等を上水道事業資本的支出及び簡易水道事業資本的支出でそれぞれ追加するものであります。次に5番、平成28年度魚沼市下水道事業会計補正予算第1号につきましては、人事院勧告と職員の人事異動に伴う給与費等を収益的収支予算の支出及び資本的収支予算の支出でそれぞれ追加するものであります。

角家総務課長 続いて、事件番号6番、魚沼市行政組織条例の一部改正についてです。新年度、小出郷文化会館の指定管理施設への移行に伴い、市民課所掌事務の所管見直しを行うものです。7番です。魚沼市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、10月13日公表の平成28年度新潟県人事委員会勧告に準拠した一般職の給与改定並びに特別職の期末手当の支給月数の改定に準じて、市議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。8番、魚沼市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、一般職の給与改定に準じて、特別職の期末手当の支給月の改定を行うものです。9番、魚沼市職員の給与に関する条例の一部改正については、同じく平成28年度の新潟県人事委員会勧告に準拠した、一般職の給与の改定を行うものです。なお、以上の事件番号7番から9番の給与改定関連条例の議決日につきましては、前提となる国の給与法改正が先月の臨時国会で成立しており、例年どおり、年末調整を行う12月での精算とするため、提出日における議決をお願いしたいと考えております。次に、10番です。魚沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正については、職員の配偶者同行休業の期間延長の理由を定める人事院規則の改正に伴い、所要の改正をするものです。11番です。魚沼市職員の退職管理に関する条例の制定については、地方公務員法の改正に伴い、営利企業等に再就職した元管理職員の契約等の事務に係る要求、依頼行為の禁止及び再就職情報の届け出について定めるものです。12番です。魚沼市税条例の一部改正については、地方税法の改正に伴い、個人住民税の住宅ローン減税措置やグリーン化特例による軽減課税措置の延長など、所要の改正を行うものです。13番で

す。魚沼市放課後児童健全育成事業実施に関する条例の一部改正については、新年度から供用開始となる湯之谷小学校内で、新たに放課後児童クラブ「湯之谷やくしクラブ」を開設するため、所要の改正を行うものです。続いて、14番です。魚沼市ガス供給条例及び魚沼市公営企業の設置等に関する条例の一部改正については、ガス事業法の改正により、平成29年4月1日からガス小売全面自由化が実施されることに伴い、所要の改正を行うものです。なお、本条例の議決日につきましては、国の関東経済産業局において、条例改正により策定する供給約款の届け出を今月28日までとしていることから、提出日における議決をお願いするものです。

堀沢財政課長 事件番号15番、相互共済事業の委託については、地方自治法第263条の2第1項において、「普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災、その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。」と規定されております。この規定に基づき、旧6町村から合併以降も引き続き、全国の町村で組織される一般財団法人全国自治協会に、建物災害共済及び公用車の損害保険事業を委託してまいりました。しかしながら、平成29年4月から基率改正に伴い、建物災害共済については分担金が大幅に引き上げられ、現在の3倍以上となる見込みとなりました。これに伴い、県内他市と同様に、全国の市で組織される公益社団法人全国市有物件災害共済会に市有施設の災害共済事業を委託するものであります。続きまして、事件番号16番から21番につきましては、指定管理者の指定についてとなります。新規及び更新予定の6施設について、申請のありました施設について選定委員により視察を行い、選定委員会において審査をし、指定管理者の候補者を選定したものであり、審議をお願いするものであります。

渡辺商工観光課長 事件番号22番の土地の取得についてです。本件につきましては、これまで本年5月2日開催の全員協議会及び9月の第2回魚沼市議会定例会の工業団地造成事業特別会計補正予算でも説明してきたとおり、水の郷工業団地の第2期事業用地の造成に係る土地の取得についてです。このたび地権者の皆様と土地の売買に関しまして合意に達し、先般、仮契約に至りましたので、当該土地を取得するために地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、本件を議案として提出するものです。

角家総務課長 続きまして、23番、市道路線の変更についてです。小出病院前通り線の構内道路改良ほか3路線の変更について、道路法第10条第3項に基づき議会の議決を求めるものです。24番、市道路線の廃止についてです。市内の2路線、具体的には大倉16号線、大栃山251号線の廃止について、同じ規定に基づき議決を求めるものです。25番、人権擁護委員候補者の選任についてです。12名の委員のうち1名が任期満了となりますが、再任をお願いする委員の推薦について議会の意見を求めるものです。続いて26番から28番の固定資産評価審査委員会委員の選任については、平成29年1月11日をもって委員3名が任期満了となることから、委員の再任または新任について、地方税法第423条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

森島委員長 執行部から補足説明はありますか。(なし)執行部からの説明が終わりましたので、ただいま説明のあった付議事件について質疑はありますか。(なし)ないようですので、ただいま説明のあった市長提出事件については、これを受けることにしたいと

思います。異議ありませんか。(異議なし)異議ないものと認めます。よって市長提出事件についてはこれを受けることに決定しました。次に議長受付事件について説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成 28 年第 4 回魚沼市議会定例会付議事件一覧」により説明)

森島委員長 ただいま説明のありました議長受付事件について、質疑はありませんか。(なし)ないようですので、議長受付事件については、これを受けることにしたいと思います。異議ありませんか。(異議なし)異議ないものと認めます。したがって、議長受付事件については、これを受けることに決定しました。次に、(2)付議事件の取り扱いについて、ご審議願います。ア、イについて議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 (資料「平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会付議事件一覧取扱(案)」により説明)

森島委員長 今ほど議会事務局長から説明がありました。このことについて質疑はありませんか。(なし)ないようですので、説明のとおり取り扱いでよろしいでしょうか。(異議なし)異議なしと認めそのように決定をいたしました。次に、ウの急施事件の取り扱いについて、議会事務局長に説明を求めます。

櫻井議会事務局長 急施事件の取り扱いについてです。定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は、議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長で協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定させていただきたいと思います。

森島委員長 今ほど急施事件について議会事務局長から説明がありました。このことについて質疑はありませんか。(なし)ないようですので、急施事件の取り扱いについて、定例会開催日前日までに受理した請願、陳情は議長において取り扱いを決することとし、その他の事件については、議長、委員長が協議し、議会運営委員会で取り扱いを決定することによろしいでしょうか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定いたしました。

(2) 閉会中の所管事務調査について

森島委員長 日程第 2、閉会中の所管事務調査についてを議題とします。お諮りします。本委員会が、閉会中に所管事務調査を行うことについて、議長あて申し出たいと思います。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認めます。したがって、閉会中の所管事務調査については、議長あて申し出を行うことに決定いたしました。

(3) 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書について

森島委員長 日程第 3、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書についてを議題とします。本件につきましては、11 月 8 日開催の議長・委員長定例会議及び 11 月 25 日開催の全員協議会において、この取り扱いについては、議会運営委員会に諮ることを了承いただいているものであります。配布資料のとおり全国市議会議長会より、地方議会議員においても厚生年金への加入の実現に向け、12 月定例会において意見書を議決のうえ国会、関係行政庁へ提出するよう依頼が来ているものであります。12 月 12 日現在の県内市議会の状況につきましては、配布資料のとおり未定とされているところがほとんどであります。

魚沼市議会としましても、県内市議会の動向も考慮の上、意見書提出の判断としたいと考えます。現時点での、各市議会の方向性がはっきりしていない中、結論を出すのは早急過ぎないかと考えます。よって本件の結論といたしまして、意見書の提出については、県内市の動向が一定程度、確認できたあとに、再度、議会運営委員会で協議することにしたと思いますが、異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出については、次回の議会運営委員会で協議することといたします。開催日は、事務局より追って通知します。

（４）議員派遣について

森島委員長 日程第４、議員派遣についてを議題とします。お手元の配布資料のとおり、平成 29 年 2 月 6 日、7 日の魚沼・足立友好自治体議員連絡協議会への参加については、配布資料の内容で、議員派遣とすることとし、最終日に議長発議とすることで異議ありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。したがって、閉会中に議員派遣を議長発議により行うことに決定いたしました。

（５）その他

森島委員長 日程第５、その他を議題とします。まず、エフエム魚沼の一般質問放送についてであります。エフエム魚沼での本会議の放送については、前回の全員協議会で報告もいただき、庁議においても事務局長より執行部へ説明を行い、了解を得ているものであります。このたび準備が整ったことから、12 月定例会一般質問をエフエム魚沼で放送を開始させていただくものであります。発言に対しては、市議会の品位を落とすことのないよう、今まで以上に、真摯、かつ達な発言をお願いいたします。本件につきましては以上といたします。補足の説明があれば事務局長よりお願いします。

櫻井議会事務局長 今回の 12 月定例会では、一般質問が 1 月 11 日、12 日になります。録音データ受領日から 5 営業日後の放送になりますので、今回は、予定では 20 日の金曜日が放送開始日です。平日、午後 2 時から 1 日 60 分を基本として、最大 90 分枠となります。夜午後 7 時から再放送を行います。総集編として翌日曜日の 10 時から 4 時間放送し、超える部分は翌日曜日に放送します。

森島委員長 次に、（２）新潟県立小出特別支援学校によるコーヒーサービスについてであります。本件につきましても、前回の全員協議会で報告をいただいたものであります。実施にあたり議会運営委員会に諮らせていただくこととされたものであります。新潟県立小出特別支援学校の高等部の生徒さんによる、コーヒーのサービスになります。生徒さんが、コーヒーを提供することで他の人への接客、礼儀、作法の習得等就職するにあたっての職業訓練になります。議員各位のご理解を得、実施時期を 12 月定例会の本会議開催日とさせていただきます。執行部とも協議をしながら休憩時間中または昼食時間中で実施を予定しています。事務局において、支援学校の先生方と最終的な打ち合わせ、確認を行っておりますので、実施方法について事務局長より説明をさせます。

櫻井議会事務局長 コーヒーサービスについて支援学校の先生方と打ち合わせが済みまし

たので、今回の定例会一般質問の日、1月11日の昼休みの時間帯を利用して、コーヒーの提供をしていただきます。場所は、通常、執行部の控え室としている部屋で、生徒さん達がコーヒーを入れてくれます。そこへ昼休みの時間帯を利用して議員各位がコーヒーをもらいに行って、議員控え室等で飲んでいただくということです。生徒さん達が、もらいに行った人たちへコーヒーを出す接客などが職業訓練の一つになると学校の先生からお話を聞いています。職業訓練をしている生徒を見ていただき、いい刺激を与えてもらいたいということですので、執行部にも庁議でお願いしてきました。なるべく大勢の方から利用していただきたいということでしたので、ご協力よろしく申し上げます。

森島委員長 執行部については、総務課長のほうで周知をしてご協力を願いたいと思います。次に(3)議会報告会での意見・要望事項の取り扱いについて協議願います。議会報告会実行委員会より、議会報告会の要望事項等の取り扱いについて、別紙のとおり、議長及び各議員へ報告が届いております。配布資料のとおり、今回は議会運営委員会での個別の課題としては該当がありませんでした。また、全体とされた12項目でも、委員会で検討すべきとされたA区分がありませんでした。よって、議会運営委員会としての個別対応の意見・要望事項はなかったものでありますが、他の常任委員会等での個別項目があるようですので、協議、検討をお願いするものであります。各常任委員会等の委員長の皆様、次期開催の委員会での検討をよろしく願います。このことについては以上とさせていただきますが、よろしいでしょうか。(異議なし)各委員長よろしく申し上げます。その他についてを議題といたします。その他協議事項はありませんか。

高野委員 きょうの新潟日報に、市長記者会見の中で、設計業務の請負企業体に対して、一旦、業務中止を伝えるように職員に指示したとありますが、この庁舎の関係については、議会として40数回に及ぶ委員会を開催した経緯があります。そういう中で、こういう一旦中止という指示をしたということを議会としてはどう受け止めたらいいのかということで、少し問題提起になると思います。

森島委員長 市長が中止を指示したことが新聞報道されたことであります。議会として、どう対応するかということだろうと思います。しばらくの間休憩といたします。

休 憩 (10:34)

休憩中に懇談的に意見交換

再 開 (10:36)

森島委員長 休憩を解き会議を再開します。今ほどの高野委員の発言については、庁舎再編特別委員会を早急に開催し、そこで行政からお話を聞き、委員会としてどうするか議論することにさせていただきたいと思います。ほかに質疑等はありませんか。(なし)本日の会議録については、委員長に一任願います。以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

閉 会 (10:37)